

『聞き書き』を存じますか

## 大切な人の言葉を残す『聞き書き』が完成

●問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター班 ☎(248)1126

▼語り手 松岡為利さん (82歳)  
タイトル①

『前さんばかりしか考えないから』

戦時中のことや妻への感謝が綴られています。決して歳を取ったとかマイナスなことは考えずに「前さんばかりしか考えん」と困難を乗り越え、常に目標を持って歩んできたそうです。



まつおか ためとし 松岡 為利さん



さかもと せい 坂本 整さん

▼語り手 坂本整さん (100歳)  
タイトル②

『怒られながら 守られながら』

繰り返し言われた家族への感謝の言葉。長生きの秘訣は、家族の深い絆であることが伝わってきます。

①聞き手は、さかえ〜隊の皆さん。さかえ〜隊は、地域貢献活動を行なっている栄地区の有志グループです。

②聞き手は市職員。100歳を迎えた今でも元気に暮らしている自宅を訪問しました。

### 『聞き書き』とは

その人の話を聞いて、それをその人の話し言葉のまま、方言や口癖もそのまま記録をし、冊子にして残します。あなたの家族や大切な人へ、その人の人生を振り返り世界で一つだけの本にして、プレゼントをすることができます。

熊本保健科学大学の竹熊教授の協力をいただき、本市で初めて『聞き書き』プロジェクトに取り組み、聞き書き本ができあがりました。

### 聞き書き講座を予定しています

市社会福祉協議会で『聞き書き講座』の開催を予定しています。日程などは後日お知らせします。この機会に聞き書きにふれてみませんか。

男女共同参画のまちづくりに取り組んでみませんか

## 男女共同参画推進懇話会委員募集

●問い合わせ先 総務課 総務・男女共同参画班 ☎(248)1112

男女共同参画推進に関することについて、市民の皆さんの幅広い意見を聴いて、施策に反映させるため、第8期男女共同参画推進懇話会委員を募集します。

### ▼応募資格

- 男女共同参画社会づくりに理解と意欲のある人
- 市内に在住または勤務する20歳以上(令和2年4月1日時点)の人
- 年7回程度、平日に開催する懇話会と、不定期の各種イベントに参加できる人

※報酬・費用弁償の支給がありません。

### ▼募集人員

3人程度

### ▼選考方法

作文により選考

### ▼任期

6月1日〜令和4年5月31日(2年間)

### ▼応募方法

住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記し、応募理由と「男女共同参画推進懇話会委員になってやってみたいことや学習してみたいこと」に

ついでに作文(4000字詰め原稿用紙1枚〜2枚程度)を郵送、ファクス、Eメールまたはお持ちください。

### ▼募集期限

5月29日(金)まで(当日消印有効)

### ▼申し込み先

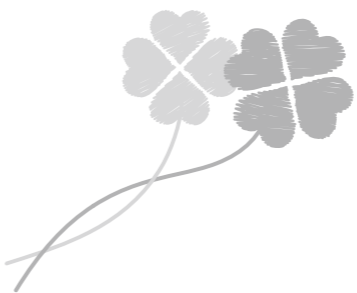
〒861-1195

竹迫2140

総務課 総務・男女共同参画班

☎(248)1196

Eメール soumu@city.koshi.lg.jp



## 国民健康保険税を改正しました

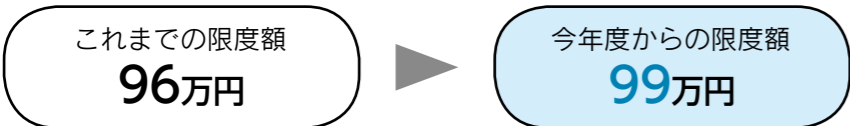
●問い合わせ先 税務課 市税班 ☎(248)1114

税制改正により、今年度から左記の2点が変更されました。6月中旬に納税通知書を送付しますのでご確認ください。なお、税率の変更はありません。

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行され国保の資格を喪失した人で、国保資格喪失後も継続して同じ世帯に属する人(国保喪失日に国保世帯主であった人は、引き続き国保の世帯主であることが要件)のこと。

均等割と平等割の5割・2割軽減対象が見直されました。次の\_\_\_\_部分が改正されました。

### ①世帯当たりの課税限度額(上限額)の引き上げ



### ●内訳

- 医療給付費分 61万円 ⇒ **63万円**
- 高齢者支援金分 19万円 (改正なし)
- 介護納付金分 16万円 ⇒ **17万円**…40歳〜64歳の人が対象

### ②保険税軽減対象の拡大

均等割と平等割の5割・2割軽減対象が見直されました。次の\_\_\_\_部分が改正されました。

軽減の区分	軽減判定の所得
7割軽減	加入世帯の所得の合計額が33万円以下の場合(改正なし)
5割軽減	加入世帯の所得の合計額が33万円+ <b>28万5千円</b> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 <sup>※</sup> )以下の場合
2割軽減	加入世帯の所得の合計額が33万円+ <b>52万円</b> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 <sup>※</sup> )以下の場合

## 国民年金保険料の特例免除制度

●問い合わせ先 保険年金課 ☎(248)1275 熊本西年金事務所 ☎(353)0142

厚生年金に加入していた人が20歳以上60歳未満で退職(失業)すると、国民年金の第1号被保険者になる手続きを行ない、保険料を納めることとなります。

一方、保険料を納めることが経済的に困難な人には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。退職(失業)した年の翌々年の6月までの期間、特例免除制度を利用できます(退職には自己都合退職も含まれます)。この特例免除では、通常は審査の対象となる本人の所得を除外して審査が行なわれます。また、被扶養配偶者だった人も、配偶者が特例免除に当てはまり、同時に免除申請をすれば、免除が認められます。ただし、世帯主などに一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

### 保険料の免除・猶予期間がある人へ追納をおすすめします

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増やすために、これらの期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納められる追納制度があります。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

追納のお申し込みは、熊本西年金事務所までお願いします。

▼手続きに必要なもの  
①年金手帳など基礎年金番号が分かるものかマイナンバーが確認できる書類  
②認め印(本人が署名する場合は不要)